

# 辻泰弘 国会ニュース

つじ やす ひろ Kokkai News 2012年9月12日 NO.111

## 社会保険料の賦課対象(報酬)の範囲検討会設立 !!

9月11日、厚生労働省は、私、辻泰弘を座長とする「社会保険料・労働保険料の賦課対象となる報酬等の範囲に関する検討会」を設置。同検討会は、下記の私の設立趣意書に基づいて設立されたものです。

今日まで日本の社会保険制度においては、被用者からの保険料徴収に際して、「賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのもの」としての報酬(標準報酬月額)が賦課の対象とされてきた。



この範囲のとらえ方は、「通勤手当は被保険者の通常の生計費の一部に当てられているのであるから、・・・当然報酬と解することが妥当と考えられる」とする昭和27年12月4日付けの厚生省保険局健康保険課長からの疑義解釈の通知を根拠とするものであり、以降、今日まで「通勤手当も労働の対償として得る報酬の一つである」との位置づけの下に、通勤定期券などに要する通勤費も保険料算定の基礎として取り扱われてきた。

このような取り扱いにより、遠方から通勤している被保険者は、手取り収入に全く関係しない通勤費が高くかかることに伴い、近隣から通勤している被保険者に比して高い保険料を納付することが義務づけられることとなり、結果として、同じ基本給にもかかわらず、月額保険料で1万円以上高く払う状況も生じ得るのが現状である。

一方、税制においては、従来から「通勤手当は、勤務に伴う実費弁償的な性質を有するものである」「通勤手当は、職務の性質上欠くことのできない旅費に準ずる性質を有するものと考えることが妥当である」との考え方が確立され、その位置づけの下に、通勤手当は非課税所得とされ、現在、1ヶ月当たり10万円までが所得税の賦課対象とされない扱いとなっている。

前述の疑義解釈が通知されて60年が経過した今日、1ヵ月当たり10万円かかる新幹線通勤も特別なことではなくなっている。そのような状況の下で、所得税法上では実費弁償として非課税所得とされ手取り収入にはならない通勤手当を、社会保険の領域において労働の対償と位置づけ、保険料賦課の対象とし続けていることは不合理ではないかとの指摘が従来から国会などの場でなされてきたところであり、今日の社会状況に即した対応が求められている。

しかしながら、このような報酬等について、実際に従来の定義の変更を行う場合には、保険料収入の減少を賄うための保険料率の引き上げが不可避となること、現在の通勤手当の支給の程度に差異があり、一律の対応が全体を通じた公平性の確保につながるのか否か実態に即した検証が必要であること、失業給付や傷病・出産手当金の給付額に影響を与えることなど、十分な調査・分析を踏まえての評価を要し、国民を代表する各界関係者の理解と合意を得ていかなければならない課題などが多く存在するところであり、それらに対する総合的、多角的、かつ現実的な検討が不可欠である。

かかる見地から、厚生労働省内に、上記問題に対する検討を行う「社会保険料・労働保険料の賦課対象となる報酬等の範囲に関する検討会」の設立を提唱する。

上記「報酬等の範囲に関する検討会」第1回会合提出資料、及び本号は下記のHPに収載済。

兵庫県事務所 TEL 078-230-8824 東京事務所 TEL 03-6550-0404 <http://yasuhiro-tsujijp/>